

入札参加資格（格付）における優遇措置

入札参加資格（格付）とは、建設工事の業種毎に、その発注金額帯に応じて入札に参加できる建設業者をあらかじめランク別に仕分けすることをいいます。建設業法に定める経営事項審査の結果を「客観点数」とし、その点数に県が独自に定める「主観点数」等を加味して格付を決定しますが、今回は離職者等の新規雇用を主観点数の評価項目に新たに加え、インセンティブを与えるものです。

1 新たな評価項目及び配点

勤務していた会社から解雇を通知された者又は平成 21 年 3 月 31 日までに卒業予定で内定取消を受けた者について、平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日（内定取消を受けた者は平成 21 年 4 月 1 日）までの期間に雇用した人数に応じて加点。

ただし、優遇は雇用された者が県内に居住している場合、あるいは、雇用後の勤務先が県内の場合に限る。

県内に本店がある建設業者のみ加点 1 名につき 5 点（10 点を上限とする）

2 確認書類

- ① 新規雇用者状況報告書（県様式）
- ② 該当する職員に係る社会保険または雇用保険の手続きに関する書類の写し
 - ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（社会保険事務所の受付印があるもの）
 - ・健康保険被保険者証
 - ・雇用保険被保険者証 などの書類のいずれか
- ③ 職員が前勤務先を離職したこと等を証明する書類の写し
 - ・解雇通知書
 - ・採用内定取消書 などの書類のいずれか
- ④ 県内に居住していることを証する書類（①の書類で確認できる場合は省略可）
 - ・住民票の写し
 - ・運転免許証の写し などの書類のいずれか

3 申請方法

加点を受けようとする者は、上記 4 の書類を平成 21 年 4 月 17 日（金）（消印有効）までに監理課に提出

なお、提出は随時受け付ける。

4 適用日

平成 21 年 6 月 1 日

茨城県の入札参加資格者名簿は 2 年に 1 度更新され、今回の加点措置はこの名簿更新時期にあわせて平成 21 年 6 月 1 日から適用となり加点は 2 年間継続します。